

県災害対策本部体制の見直し

(1) 災害に即応可能な災害対応体制の構築に向けた取組を推進

■ 災害対策本部設置基準の見直し（令和8年4月1日より運用）

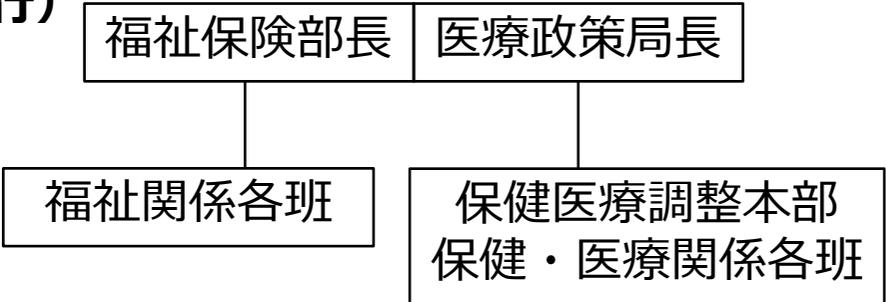
- 南海トラフ地震や奈良盆地東縁断層帯地震などの発生が危惧されるなか、激甚化、頻発化する自然災害に対するため、災害発生後に留まらず、災害発生のおそれ段階から災害対策本部を設置するよう設置基準を明確化。
- 線状降水帯発生時や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合など、災害発生のおそれが高まった段階から知事をトップとした全庁的な災害対応体制を構築。
- 災害救助法のより迅速な適用が可能となり、法による救助の下、被災者の保護と社会秩序の保全を推進。

	現行	見直し後
風水害	特別警報	特別警報 [新] 台風接近に伴う気象警報 [新] 顕著な大雨に関する気象情報
地震	県内震度5強以上	[新] 県内震度5弱以上 [新] 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意） [新] 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）

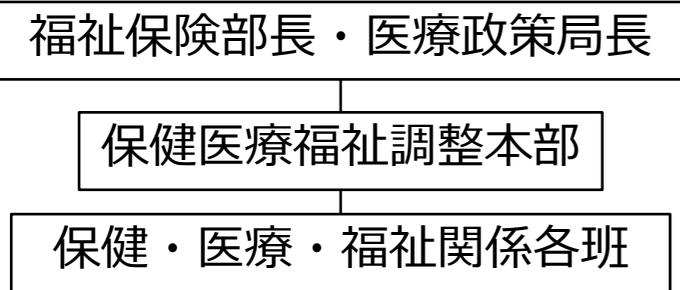
(2) 保健医療福祉分野の総合調整機能の強化

〈災害対策本部 福祉保険部の組織見直し（イメージ）〉

(現行)



(見直し後)



- 保健医療のみならず、高齢者や在宅避難者などの福祉的支援が必要になっていることから、保健医療調整本部に福祉分野を包括した「保健医療福祉調整本部」に変更する。